

生きる力を育む読書

～第2次 津幡町子ども読書活動推進計画～



平成29年3月

津幡町教育委員会

目 次

1	子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方	
(1)	子ども読書活動の意義	1
(2)	国の計画	1
(3)	県の計画	1
(4)	本町の基本的な考え方	2
2	第1次計画期間における取組・成果	
(1)	家庭・地域	3
(2)	保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園 児童センター	4
(3)	学校	4
(4)	図書館	6
(5)	啓発	8
3	子ども読書活動推進施策	
(1)	家庭・地域	9
(2)	保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園 児童センター	11
(3)	学校	13
(4)	図書館	15
(5)	啓発	18
4	財政上の措置	19
	津幡町子ども読書活動推進に関する施策一覧	20
	参考資料	
	子どもの読書活動の推進に関する法律	21

1 子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方

(1) 子ども読書活動の意義

読書は、子どもの言葉や感性を育み、表現力や創造力を豊かなものにしてくれます。また、そのことが人間関係を築いていくうえで大切なコミュニケーション力を高めることにつながります。幼い時期から本に親しむことによって、子どもは本の世界からさまざまなことを学び、心豊かに成長していきます。

子どもの健やかな成長を願い、一人ひとりの子どもが発達段階に応じた読書活動ができるよう、子どもの読書環境の整備・充実を図っていくことが大切です。

(2) 国の計画

子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とし、翌年の平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務等を明らかにしています。そして、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、国は「子ども読書活動推進基本計画」を策定・公表すること、地方公共団体はこれを基本として「子ども読書活動推進計画」の策定に努め、公表することとしています。また、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、国は平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。その後、平成20年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」が、平成25年には「子どもの読書活動に関する基本的な計画（第三次）」が策定されました。

(3) 県の計画

石川県は、平成16年に「石川県子ども読書活動推進計画」を策定・公表し、5年間にわたって県が取り組む子ども読書活動の推進施策の方向性や取組みを示しました。平成21年には改訂版を策定

し、先の基本計画を踏襲しつつ、情報化社会に対応した読書活動の支援、ボランティアの一層の活用などの新たな方向性を示しました。平成 26 年には第三次改訂版を策定し、子どもが自主的に読書に親しむことができるような読書の機会の提供や、学校図書館など「関係機関との連携・協力」の強化に向けた方向性と取組を示しました。

(4) 本町の基本的な考え方

本計画は、子どもが本の楽しさを自ら発見し、多くのさまざまな読書を通じて社会の一員としての自覚を養い、豊かな人間性と主体的に生きる力を持った児童生徒の育成を目指すため、子ども読書活動を全町的に推進するための方策を示すものです。

前計画の推進により、さまざまな取組みが行われるようになりましたが、読書活動は短期間で結果の出るものではなく、継続して取り組んでいくことで読書習慣の定着が図られるものです。この第 2 次計画において、前計画における事業の課題を検証し、計画の継続とともに充実を図ります。

基本方針

① 家庭・学校・地域における連携と相互協力による読書活動の推進

日頃から子どもが読書に親しむことができ、生涯にわたり読書習慣を身につけることができるよう、家庭、学校、地域における連携と相互協力による読書活動を推進します。

② 読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが気軽にたくさんの本に触れ、読書の楽しさ、奥深さを知ることができるような読書環境の整備、充実に努めます。

③ 読書活動に関する普及・啓発

子どもが読書のきっかけをつかめるような機会の提供や、子どもを取り巻く大人に対しても読書の理解と関心を高めるなど、子どもの読書活動の普及、啓発に努めます。

期 間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

2 第1次計画期間における取組・成果

(1) 家庭・地域

■ブックスタート事業の充実

生後3か月以降の子どもとその保護者を対象に、町立図書館で絵本を手渡し、親子で本と触れ合うことの大切さを伝えながら、図書館の利用案内を行っています。また、どんな本を選べばよいかわからない、図書館には行きたいが選ぶ時間がないなどの声を受け、赤ちゃん向け絵本のセット（ピヨピヨ絵本）を作成し貸出を行ったところ、問い合わせが多く貸出も順調に伸びています。

■おはなし会の充実

既存の図書館職員や絵本クラブによるおはなし会に加え、新たに町内のボランティアグループ“ハッピーマミーズ”による乳幼児を対象とした「おやこでハッピーおはなしタイム」を毎月1回実施しました。ブックスタートを行う際に声掛けやチラシを配布するなどして、「えほんのじかん」と合わせて、月3回の乳幼児向けプログラムとなり、読書に親しむ機会への参加促進となりました。

■つばたとしょかんキッズの実施

おはなし会などのイベント参加者を対象にスタンプラリーを実施しました。年を経るごとに達成者が増加しており、町立図書館利用の促進につながりました。



(2) 保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園・児童センター

保育園・幼稚園等年長児の図書館招待

小学校入学前の1月～2月にかけて、町内の全保育園・幼稚園等の年長児を町立図書館へ招待し、おはなし会を行いました。図書館の利用方法やマナーについての紙芝居、普段図書館で行っているイベントを体験してもらうことで、より図書館を身近に感じてもらえるように努め、図書館利用の促進を図りました。

ひと箱文庫の実施

全国学校図書館協議会が選定した「よい絵本」から50冊を選び1セットにして、町内全保育園・幼稚園等へ宅配しました。園児が絵本を手にとって眺めたり、読み聞かせの時間などに活用され、絵本や物語の楽しさと出会う機会を作ることができました。

(3) 学校

学校図書館司書の充実

これまで、町内小学校では学校図書館司書補助員の配置でしたが、中学校含め6人の学校図書館司書が配置されました。中学校は各校専任、小学校は拠点校を中心に活動し、学校図書館の環境整備や授業における資料の活用などにより、読書に親しむ機会が増え、子どもたちの読書量の増加につながりました。

ブックリスト「ちいさなほんだな」作成・配布

町立・学校図書館司書が選んだ小学校低学年、中学年、高学年向けのおすすめブックリスト「ちいさなほんだな」を作り、町内全児童に配布しました。そのことにより、図書館へ来ても何を讀んだら良いか分からないという子どもや保護者に本選びの手がかりになりました。

学校図書館支援の充実

授業で使用する資料の事前準備や、利用が多く見込まれる資料を購入するなどし、学校図書館のバックアップに努めました。

読書ノート「わたしのほんだな」の配布

自らの読書記録を付けることで読書意欲が増し、保護者や司書に見てもらうことでコミュニケーションも広がり、読書習慣の定着や図書館の利用促進にもつながると考え、小学校1年～4年の児童を対象に読書ノートを配布しました。また、すべて記入した児童には、小学校向け新着図書案内「としょかんへおいでよ」に名前を掲載することで、さらなる読書意欲向上を図りました。

図書館サポートクラブの実施（土曜学習）

津幡町で実施する土曜学習の一環として、ボランティアの受け入れを行いました。配架やイベントサポートなど図書館の業務を体験することで、町立図書館を知ってもらおう良い機会が持てました。

学校図書館連絡会の実施

毎月1回町立図書館で連絡会を開催し、意見交換やブックリスト・読書ノートの作成を共同で行うことにより、学校・町立図書館の司書同士の連携が深まりました。、さまざまな取組みを企画・運営し、本とふれあう機会を設けました。

システム導入準備開始

小中学校に図書館システムを導入するために、その前段階として所蔵資料にバーコードを貼り、資料を管理しやすいようにするシステム整備に向けて動き出しました。



(4) 図書館

システム更新

町立図書館のシステムを更新し、今後における町内学校間とのネットワーク構築を見据え、資料情報の共有が可能なクラウド型を採用しました。

ボランティア講座の実施

子どもたちの読書推進の担い手であるボランティアを養成するため、年に2回のボランティア講座を開催しました。本の選び方や、実際の読み聞かせのやり方など、ボランティアの能力向上や養成の機会を作ることができました。

各種イベントの充実

読書推進事業として、定期的に「手づくり絵本教室」を開催し、読書週間には「ミニおはなし会リレー」「おはなし会SP」「えほんを読んでお菓子を作ろう」、年明けにはテーマにあった本を3冊セットにして貸出す「本の福袋」など、さまざまな取組みを企画・運営し、本とふれあう機会を設けました。

図書館を使った調べる学習コンクールの実施

調べ学習の充実を促し、小学生の「自ら考え、課題を解決する力」や「生きる力」を養うとともに、図書館の利用促進を図るため、「図書館を使った調べる学習コンクール」※を27年度より実施しました。事前に「HOWTO調べ学習」を行い、調べ学習の進め方についても講習会を行いました。初年度は小学校から167点の応募があり、全国コンクールでは優秀賞1点、奨励賞3点、佳作11点の結果となりました。

※ 図書館を使った調べる学習コンクール：公益財団法人図書館振興財団が主催している公共図書館や学校図書館を使って調べまとめた作品のコンクール

「よい絵本」コーナーの設置

子どもにどんな本を選べばよいかわからないという利用者に向けて、本選びの参考になるよう全国学校図書館協議会が選定した「よい絵本」のコーナーを設置しました。貸出も順調で、読書の促進につながりました。

デジタル絵本の設置

「いしかわの森ものがたり」デジタル絵本の寄贈を受け、この電子書籍の閲覧ができるようにしました。これにより、新しい形態の資料に触れる機会の提供の一助になったと考えます。

児童センターとの共催イベント

文化会館内で隣接する児童センターと共同開催で「お楽しみ新年会」や「クリスマス会」を実施し、としよかんかるたやパネルシアターを行い、普段図書館へ足を運ばない子にも図書館を知ってもらう機会を作ることができました。



(5) 啓発

■ ホームページのリニューアル

町立図書館ホームページのリニューアルを行い、イベント情報や資料検索などの情報がより分かりやすく、児童向けのブックリスト「ちいさなほんだな」の閲覧もできるようになりました。

■ Facebook 運用開始

町の公式 Facebook ページで町立図書館のイベント等の案内を発信し、より多くの方に図書館について知ってもらえるように広報活動をしました。

■ 「としょかんへおいでよ」全児童へ配布

各学校図書館あてに配布していた町立図書館の新着図書案内「としょかんへおいでよ」を全児童生徒へ配布することにより、さまざまな本に出会える機会の提供や町立図書館へ家族で足を運んでもらう機会を促進しました。

■ 新着図書リストの作成・配布

町立図書館に新しく入った本のリストをひと月毎に作成し、図書館内及び文化会館入口に置きました。リストを手にして資料を探される方もおり、読書に親しむ環境づくりの一助になりました。



3 子ども読書活動推進施策

(1) 家庭・地域

現状と課題

社会の変化に伴い価値観や生活は多様化していますが、読書の重要性は認識されてきています。しかし、スマートフォンやインターネットの急速な普及、塾や習い事、家庭学習や部活動などにより、子どもたちが読書に充てる時間はあまりない状況といえます。

子どもの読書習慣は日常の中で形成されるものであるため、生活の基本となる家庭で、自然に本に親しむことができる環境をつくることが重要です。大人は、読書を強制するのではなく、子どもが自発的に興味関心を持ち、知的好奇心を満たすために読書することができるようにサポートすることが大切です。そのためには、今後も保護者自身が読書の意義や図書館利用の重要性をよく理解し、子どもの読書習慣が生活の中に位置づけられ、継続していくように配慮することが必要です。

また、本が身近にある環境は、地域でも支え、整備することが必要です。町立図書館のほか、公民館、児童センター、福祉センターなどにも本は置かれています。これらは子どもが本にふれあう、地域での読書活動の拠点となる可能性のある場所ですが、町立図書館を除いて、置かれている本の数は少なく、古い本が多いのが現状です。そのため子どもの身近な場所に、新しく魅力ある本を整備し、読書に親しむ環境をつくる必要があります。そして、これらの施設が連携・協力し、子どもたちが身近に本と接することができるように今後も環境を整備していく必要があります。

取組

■ 身近に本のある環境づくり

今後も家庭に向けて、読書の意義や重要性を伝えていくとともに、図書館や地域施設等を利用し、子どもが小さなころから本に接することができるよう、身の回りに本のある環境づくりを推奨します。

読書に親しむ機会への参加促進

図書館、児童センターや福祉センターその他の機関で行っている子育て交流事業及び家庭教育講座などへの積極的な参加を促進し、これからも読書活動の重要性について理解を促します。今後も地域ボランティアと連携しながらおはなし会などを行い、子どもが本に親しむ機会を提供し、読書の魅力を伝えます。

ブックスタート事業の充実

保護者に乳幼児期からの読書活動の重要性を理解し実践してもらうために、乳幼児期におすすめの絵本の紹介や町立図書館の利用案内の説明、赤ちゃんでも参加できるおはなし会のお知らせ等を行うブックスタート事業を継続するとともに、赤ちゃん向け絵本のセット（ピヨピヨ絵本）の貸出も継続します。

公民館における読書に親しむ環境づくり

各公民館では、読書に関するイベントや講座などを開催し、町立図書館からの団体貸出や、お薦め本のブックリストなどの読書に関する情報を活用し、これまで以上に図書資料の充実に努めます。また、それらの資料の配架方法やディスプレイ等にも気を配り、本を手にとってもらえるような環境づくりに努めます。

研修・活動機会の提供

子どもの読書活動推進に大きな役割を担っているボランティア団体及び公民館職員に、より一層積極的に読書活動に関わってもらえるよう活動の場の提供を行い、継続して活動するために必要な研修や情報提供に努めます。

公民館の活用

地域施設の1つである公民館で、町立図書館資料の受取・返却ができるシステムの構築と、そのために必要な公民館職員の研修等を実施します。

(2) 保育園・幼稚園・幼保連携型認定こども園・児童センター

現状と課題

保育園や幼稚園等に通っている子どもたちは日中の多くの時間を施設内で過ごしています。子どもたちは、普段から慣れ親しんでいる保育士や幼稚園教諭に本を読んでもらうことにより、そこで生活を共にしている友達と感動を共有し、本の楽しさを知り、豊かな心が育まれます。また、読み聞かせには潜在的な読書能力を高める効果もあります。町内の保育園や幼稚園等では、個別に読み聞かせを行っている施設もありますが、その内容や実施状況はさまざまとなっています。

この時期の子どもたちは、いわゆる「赤ちゃん絵本」から一歩進んだ絵本や図鑑を本格的に楽しむことができる年齢層です。この時期に多くの良書に接することが、将来読書に親しむための素地となります。そこで、全ての子どもに対して一定水準の良書に触れられる機会を整備する必要があります。また、読書活動が子どもたちの成長に大切なものであることを、今後も保護者に積極的に伝えることで、保育園や幼稚園等での読書体験が家庭での読書につながっていくことが期待されます。

取組

■ 読み聞かせ等の充実

読み聞かせや紙芝居等をカリキュラムへ取り入れ、積極的に実施するなど、子どもたちが本の魅力に気づき、絵本や図鑑、物語など本の楽しさと出会うための多様な機会を提供します。

■ 図書館招待事業の継続

町内全保育園等の年長児の図書館招待を継続して行い、図書館の使い方や楽しさを知ると同時に、本をより身近なものに感じてもらえるよう努めます。

■ ボランティアの受け入れ

図書館との連携や、読み聞かせボランティアの積極的な受け入れなどを継続して行い、子どもたちが絵本や図鑑、物語等に親しむ機会が多様になるよう促します。

■ 保護者へ読書活動に対する重要性の理解促進

保護者に対しても引き続き、絵本の魅力や読書の大切さ、家庭での絵本の読み聞かせが子どもの発達にとって大事な役割を担っていることを伝え、家庭での積極的な読書を促します。また、本の選び方、絵本等の読み聞かせの方法など、各種情報をさまざまな機会を利用して伝えていきます。

■ 職員研修会の実施

幼児期の読書活動の重要性、本の選び方や絵本などの読み聞かせ方法等について理解をさらに深めるため、今後も各種研修への積極的な参加を促進し、保育士や幼稚園教諭の意識や技能を高めるように努めます。

■ 図書の充実及び読書環境の整備

今後も、絵本・図鑑・紙芝居などの質と量に配慮し、傷みのはげしい本の買い替えや発達段階に応じた図書を選定し、蔵書の充実に努めます。

また、読書活動を身近なものとして感じられるように、子どもたちが自由に本を手に取り、落ちついて読むことができるスペースを確保し、そのような雰囲気づくりにもより一層努めます。



(3) 学校

現状と課題

子どもたちが日常生活の大半を過ごす学校は、子どもにとって学習や体験の場であり、また、たくさんの児童・生徒らがふれあい、豊かな知性と情緒を育てていく場であるといえます。授業や総合的な学習で読書指導や資料を活用した教育が行われ、子どもたちが主体的に本にふれあう朝の読書などの時間も徐々に確保されるようになり、学校は読書習慣を確立し、読書の幅を広げていく上で大きな役割を担っています。

以前より、中学校2校には専任の学校司書を配置していましたが、現在は、小学校9校すべてに兼任ながら学校司書が配置され、蔵書管理、図書利用に関する学習支援などさまざまな活動を展開しています。しかし、小学校の学校司書は兼任のため、司書教諭との密な連絡が難しい状況でもあります。

取組

■ 読書習慣の確立と自主的な読書活動の支援

「朝の読書」や「家庭読書」の推進とさらなる充実を図ります。学年に合わせたおはなし会の開催、校内で設定した読書週間・月間中の読書まつりなど、読書関連行事を実施し、自主的な読書活動支援に努めます。

■ 情報リテラシーの育成と図書館活用

図書の分類と配列、情報の探し方、資料の使い方等について理解を深め、将来にわたる図書館利用の基礎となる情報リテラシー（情報活用能力）を、育成するための指導を行います。

司書教諭と連携し「読書指導計画」に沿って、授業充実のための資料提供や子どもたち一人ひとりの読書活動の更なる促進に努めます。

■環境整備の推進

明るく落ち着いた空間づくりに努めるとともに、利用しやすい図書の配列、室内レイアウト・図書の紹介や展示コーナー等の工夫を凝らし、自然に足を運びたくなるような学校図書館の環境整備をより一層推進します。

■家庭・地域との連携

ボランティアに向けて、子どもたちへの読み聞かせや学校図書館の環境整備等への積極的な参加を呼びかけ、家庭や地域との連携した活動が行えるように働きかけます。

■読書活動及び学習活動を支える蔵書の充実・整備

子どもの豊かな読書活動や、主体的な学習活動を支えるために、蔵書の量的・質的な整備を行い、充実を図ります。

■学校司書の配置と充実

司書教諭と連携し授業充実のための資料提供実施、子どもたち一人ひとりの読書活動のさらなる促進や学校図書館の充実を図るため、小学校に専任の学校司書の配置を目指します。

■学校図書館資料のデータベース化及びネットワーク化

学校図書館資料をデータベース化し、資料の管理や充実した統計資料の作成、貸出・返却作業や資料検索の効率化を図ります。

町内学校間と町立図書館とのネットワークを構築することで資料情報の共有を図り、資料の貸し借りが可能になることでさまざまな学習活動を支援します。

■「学校図書館支援センター」設置調査

並行読書などの必要な資料の充実を図り、かつスムーズな学校間資料配送の実施など、学校図書館を支援する「学校図書館支援センター」の設置について調査研究に取り組みます。

(4) 図書館

現状と課題

子どもの多様な要求に応えられるようにさまざまな資料を提供し、読書や調べ学習への支援、おはなし会やブックスタート事業などを継続して行っています。また、各種ブックリストの配布など、本に親しむきっかけとなる新たな事業も始めています。その他、館外へのサービスとして、団体貸出や職場体験の受け入れ、児童ボランティア活動の実施など、子どもたちが図書館や資料に接する機会を提供しています。現在児童書の蔵書数は、およそ3万9千冊あり、図書全体の約31%に当たります。

しかし、より多くの人に使ってもらえるような魅力ある図書館とするべく、資料の収集・保存や、読書活動に関連した各種行事を行い、来館する人たちへのサービスだけでなく、図書館を利用しない人たちへも広く読書の楽しさや情報を発信していく必要があります。また、専門的な知識を有する司書の配置、職員体制の充実と研修による資質の向上も必要です。さらに、子どもの読書活動を推進するボランティアグループ等の支援や研修機会の提供を行うことも求められています。

これらを踏まえ町立図書館が子どもの読書活動の拠点となり、家庭、地域、学校等との連携・協力をより一層推進していくことが必要となってきます。

取組

■さまざまな本に出会える機会の提供

読書へのいざないとなるおはなし会やブックトーク※をさらに充実させ、CIR（国際交流員）等の協力を得て、多言語での読み聞かせを行うなど、幅広い読書活動を展開し、さまざまな本と出会えるきっかけづくりを通して、本への親しみや関心を高め、図書館利用を促すことで、読書活動の推進を図ります。また、さまざまな本の紹介を目的に、企画展示を積極的に行い、資料の活用を図ります。

※ ブックトーク：本への興味を引き出すような工夫を凝らして、テーマに沿って何冊かの本の内容を紹介する活動

■ 団体貸出の充実

保育園・幼稚園・小中学校等、地域施設やボランティア等への団体貸出を積極的に行い、子どもたちがより身近に良い本に接し、親しむことができるよう整備するとともに、調べ学習の一層の促進に向けて、貸出冊数や期間を考慮して読書活動を支援していきます。

■ 遠隔地へのサービス強化

町立図書館へ直接本を借りに来られない人のために、求めに応じて、職員やボランティアを派遣し、おはなし会・ブックトーク等を行います。また、公民館で資料の受取ができるような資料配送システムや民間宅配業者を利用したの図書有償宅配サービスの構築を検討していきます。

■ 職員研修の充実

レファレンスサービス※の強化や子どもの発達段階に応じた資料提供等の充実のため、職員研修を積極的に行い専門知識の習得に努めます。

※ レファレンスサービス：情報要求を持っている図書館利用者に対し、必要とする情報や情報源を効率よく入手できるように図書館員が援助するサービス

■ 図書館見学等の積極的な受け入れ

保育園・幼稚園・小中学校等からの求めに応じて、町立図書館の説明や館内の案内を行い、図書館に対しての理解を深めてもらうよう積極的な受け入れを推奨します。

■ 学校図書館との連携・協力

子どもの読書活動を推進するうえで、町立図書館と学校図書館との連携・協力はとても重要です。学校図書館の充実を図るため、学校図書館への団体貸出や学校図書館司書連絡会などを通して学校司書との連携・協力を推進します。また、学校図書館連携システムの導入を進めていきます。

ボランティアの養成と活動の支援

子どもたちの読書推進活動の担い手であるボランティアを養成するため、今後も定期的な講習会を開催し、ボランティアに関わるさまざまな相談を受けるなど、継続的な活動を目指しより一層支援していきます。

さまざまな子どもたちへのサービスの充実

障がいのある子どもや外国の子どもなど、さまざまな子どもたちが読書を楽しむことのできる環境づくりに努め、スムーズな図書館利用ができるよう配慮し、読書活動を支援します。

情報活用能力向上のための支援

これからの情報化社会を生きる子どもたちにとって、さまざまな情報を読み解く力や図書館を使いこなせる力を身に付けることは、今後ますます必要になります。町立図書館では子どもの情報活用能力向上のために、今後も図書館の利用案内や「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催、調べ学習の資料提供等に努めていきます。

新たな読書環境への対応

近年、急速に発展、普及している電子媒体による資料は、手軽な操作や自由自在な拡大など、特別な支援の必要がある子どもの読書活動を支援するツールとして有効です。インターネットなどの情報メディアと子どもの読書のあり方について注視しながら、電子媒体による資料の活用について情報収集と調査研究に取り組めます。



資料の充実と整備

前述のさまざまな支援を継続的に行っていくために必要な資料の充実に努めます。

乳幼児からヤングアダルト向けの資料まで、買い替えも含め、良書を中心に魅力的な資料の充実に努めます。また、調べ学習に対応した資料や郷土資料、外国語資料などの収集に努め、電子媒体による資料については今後の推移に十分留意し、多様な資料の収集に努めながら蔵書の一層の充実を図り、収集した資料をより見やすく、手に取りやすいように配慮し配架します。そして、地域の施設やボランティアなどに対し団体貸出を充実させるよう学習文庫を整備します。

(5) 啓発

現状と課題

リニューアルした町立図書館ホームページや町の公式 Facebook ページ、全戸配布の広報等を通して、図書館の情報を発信しています。また、「読書週間」を中心にイベントを行い啓発に努めています。

子ども読書推進活動を進めていくには、読書活動の意義や重要性を広く関係機関に理解してもらう必要があります。町全体で子どもの読書に対する理解と関心を深め、子どもの読書活動を推進していくためにも関係機関と相互に連携しての啓発広報活動は今後も欠かせないものです。

取組

「読書週間」を中心とした啓発・広報活動

「読書週間」、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」、「石川県子ども読書月間」を中心に、保育園、幼稚園、小中学校、図書館、関係機関その他読書活動に取り組む団体等が連携して、おはなし会や企画展示を行うとともにポスターやリーフレットを配布し読書活動を推進します。

■ 子どもの読書に関する情報の収集・提供

保育園、幼稚園、小中学校、図書館、関係機関その他読書活動に取り組む団体等が行っている行事やボランティアなどの各種情報を、関連機関が連携協力し積極的に収集するとともに、ホームページや「としょかんへおいでよ」などに掲載し広く提供します。

■ 優良図書の紹介

町立・学校図書館で作成した「ちいさなほんだな」をはじめ、国や県、読書活動団体などが作成した優良図書リストやおすすめ本リスト等を積極的に収集し、図書館内で閲覧出来るようにするとともに、図書館や学校、関係機関に配布するなど、読書活動がより活発化するよう、普及・啓発に努めます。

■ 読書の魅力を発信

図書館だより、新着図書案内、学校だより、広報、ホームページ、ケーブルテレビ、Facebook等の活用はもとより、関係機関との連携により、さまざまな機会を利用し、読書活動の魅力について幅広く発信します。

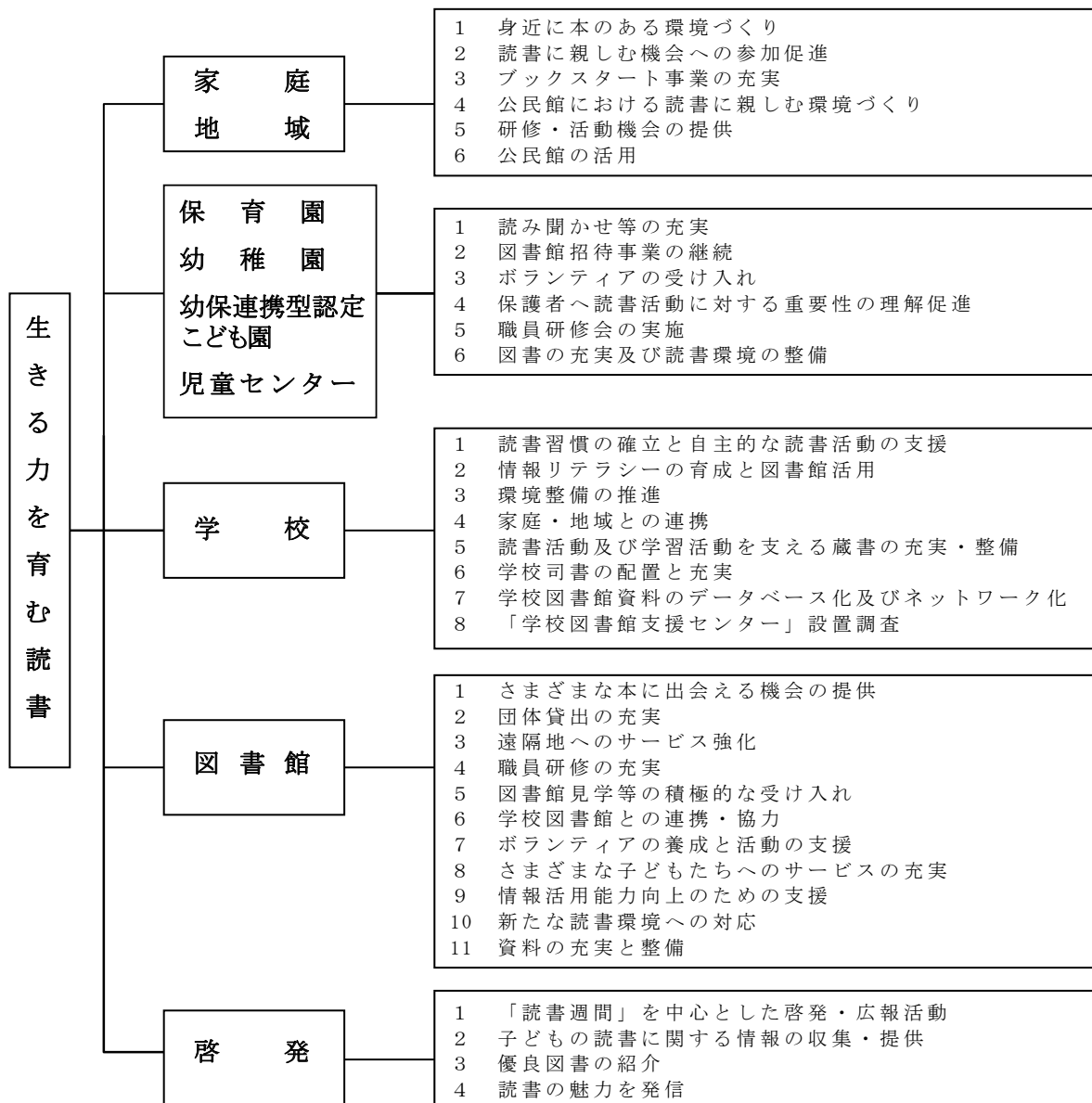
4 財政上の措置

この計画を推進するにあたり、財政上の措置を講ずるよう努めます。

津幡町子ども読書活動推進に関する施策一覧

基本方針

- ① 家庭・学校・地域における連携と相互協力による読書活動の推進
- ② 読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- ③ 読書活動に関する普及・啓発



子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※ 平成 13 年 12 月 12 日公布・施行

生きる力を育む読書
～第2次 津幡町子ども読書活動推進計画～

平成29年3月
津幡町教育委員会生涯教育課
〒929-0342
石川県河北郡津幡町北中条3丁目1番地
電話 076-288-2125 F A X 076-288-8527

お問い合わせ

津幡町立図書館
電話 076-288-2126 F A X 076-288-8440

